

兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム運用管理業務委託に係る プロポーザル方式による募集公告

兵庫県立加古川医療センターにおける総合医療情報システム運用管理業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

令和 8 年 8 月 3 日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立加古川医療センター院長 田 中 宏 和

1 公募内容

(1) 名称

兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム運用管理業務委託に係る
プロポーザル

(2) 募集要項

別途配布する「兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム運用管理業務
委託プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

(3) 契約期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、令和 9 年 3 月 31 日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、令和 13 年 3 月 31 日まで契約延長を行うことがある。

ただし、受託者が本業務の受託にあたって申請及び明示した内容に虚偽があった場合は、この限りでない。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び、兵庫県税を滞納していない者であること。
- (6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(ア)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒675-8555 兵庫県加古川市神野町神野 203 番地
兵庫県立加古川医療センター総務部医事企画課
電 話：(079)497-7000（代表）内線 5330
F A X：(079)497-7031

(2) 日 程

本プロポーザルは下記日程で行う。

ア 募集要項配布	令和8年8月 3日（月）～8月19日（水）
イ 参加表明書等提出	令和8年8月 3日（月）～8月19日（水）
ウ 質問受付	令和8年8月 3日（月）～8月19日（水）
エ 質問に対する回答	令和8年8月20日（木）～8月25日（火）
オ 企画提案書等提出	令和8年8月26日（水）～9月11日（金）
カ プレゼンテーション審査	令和8年9月18日（金）
キ 審査結果通知	令和8年9月18日（金）

(3) 募集要項等の配布

ア 配布場所

第2項(7)に同じ

イ 配布期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(4) 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式1号）
- (イ) 指名停止の状況申出書（様式2号）
- (ウ) 類似業務の実績報告書（様式3号）
- (エ) 会社概要がわかる資料（パンフレット等。様式は任意）

イ 提出部数

各1部

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

エ 受付期間

令和8年8月3日（月）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前

9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年8月19日（水）必着とする。

(5) 企画提案書

「企画提案書等作成要領」に基づき下記書類を作成し、提出期限までに提出すること。
なお、同一の参加者が提案する企画は1つに限る。

ア 提出書類

企画提案書等記載要領に従い作成、提出すること。

イ 提出部数

正本：各1部 副本：各14部

さらに、電子データをCD-R等に保存し、1部提出すること。

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

エ 受付期間

令和8年8月26日（水）から同年9月11日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年9月11日（金）必着とする。

(6) 質問及び回答

本プロポーザルの参加に関して質問がある場合は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。また、質問回答に関する再質問ならびに口頭による質問は受け付けない。

ア 提出書類

質問書（様式4号）※質問は1問につき1枚の用紙を使用すること。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出方法

事務局あてに電子メール又はFAXによる送付とする。

エ 受付期間

令和8年8月3日（月）から同月19日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年8月19日（水）必着とする。

オ 回答方法

令和8年8月20日（木）～同月25日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の期間内に、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選定は「兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム運用管理業務委託事業者選定に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーション

委員会は、企画提案書を提出した者に対し、提出した企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。詳細については参加者に対し別途連絡する。

ア 実施日 令和8年9月18日（火）

イ 実施場所 企画提案提出者に対し、事務局より追って連絡する。

(3) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(4) 結果通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 審査後の取り扱い

当選者を「兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム運用管理業務委託事業者選定」の契約予定者とし、契約の交渉（仕様書の調整等）を行う。ただし、協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と順次協議を行う。

5 選定後の手続き

(1) 契約準備等

契約予定者は、選定結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、当院と協議を行うこととする。

ア 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明）1部

イ 県税に係る納税証明書（入札参加申込用納税証明書）

ウ その他病院が求める書類

(2) 契約

ア 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。

イ 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

ウ 契約予定者は、当選後に第3の(1)から(7)の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。

エ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点者を順次当選者とする。

6 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 無効となる提案

以下に掲げる者の行った提案は無効とする。

ア プロポーザルに参加する資格が認められない者

イ 募集要項等の規定に違反した者

ウ 虚偽の内容が記載されている者

エ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、または不明確なものを提出した者

オ 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者

カ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格またはその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者

キ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

(3) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(4) 延期等

プロポーザル参加者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期または中止することがある。その場合は、周知することとする。

(5) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要した費用については、すべて当該プロポーザル参加者の負担とする。なお、本プロポーザルを延期または中止した場合においても、本プロポーザルの参加に要したそれまでの費用についても、参加者の負担とする。